

ふるさと納税制度とは？？？

■従来の納税制度

自分が居住している市町村への納税。お住まいの市町村に納める仕組みです。
A市に納めた税金は、A市で実施する事業に使われています。

税額
30万円



■ふるさと納税制度

税制の改定により、当別町外に居住されている方が当別町に寄附をした場合に、所得税の還付、次年度の住民税の控除を受けることができるようになりました。(平成20年4月1日から)

出身地の当別から転居された方、当別に関わりがあり、応援したいと思っている方からの寄附が当別の事業に使われ、寄附をされた方の税の控除対象になり、税が安くなります。

※寄附・税の合計で、負担は従来の制度とほとんど変わりません。
5,000円は控除されませんが、記念品を送付させていただきます。

当別への寄附
4万5,000円

税額(控除後)
26万円



▼国内すべての自治体に対する寄附が対象になります。
▼個人住民税所得割の1割までしか控除されないなど一定の制限があります。
【詳細】 当別町企画部企画課 ☎0133-23-3042